

## 道修町三丁目町会所「諸事書上帳」第一冊の一

野 高 宏 之

いささか風変わりな史料紹介を始める。

歴史史料の翻刻は原文書を活字に置きかえる作業であり、せいぜいが読み下し文でいどにとどめておくのがふつうである。しかしここでは現代語訳をそえる

史学の専門課程をもたない本学教員であるわたしにはひとつの悩みがある。学生に史料と参考文献の違いを理解してもらうにはどうすればよいのかという問題である。

史学科の学生は入学年次から史料にふれる体験をする。卒業論文の準備を始める三年生ともなると史料と参考文献の違いは自明である。

一方、史料演習に相当する科目がない本学で前近代の

歴史をテーマとすることを選択し筆者のゼミに入った学生に提供できるテキストといえば、貝原益軒の紀行文くらいであろう。益軒は江戸時代の寺田寅彦である。科学者の目で対象をとらえた即物的な文章は読みやすい。このように考え、専門ゼミで益軒の『南遊紀事』<sup>①</sup>を輪読したことがある。それでも学生に史料とは何かを理解させるのは困難であった。

ところで歴史担当教員であるわたしは本学で史料講読をおこなうのが念願である。しかしながら、本草学者による平易な和文脈の文章が限度である学生に対して、漢文脈の史料をテキストとして採用するのは論外である。

そこで現代文に訳した史料をテキストとすることに思い至ったのである。

「史料を読む」には二つの段階がある。原文を音読ないし読み下し文として読みくらす判読と、内容の解釈にまでふみこむ解読である。史学科の学生は判読から始め、他の講義を通じて解読のレベルをあげていく。現代文に訳したのでは判読の段階を省略することになり、独力で原文を読む能力を身につけることはできない。現代語訳のテキストを読んでいたのではいつまでたっても研究者として成長できない。このような授業は、史学科では論外である。

しかし大学院もなく歴史研究者を育てることも想定していない本学では、判読の過程を犠牲にしても、歴史史料が提供する豊かな世界を学生に体験させる史料講読も許されると考える。

史料講読には各時代・各分野で基礎的なまたは重要と思われる史料を取捨選択したテキストを編集し使用方法がある。しかし一つの史料群をえり好みせず省略せ

ず、最初から丸ごと読んでいく方法を探りたい。こうした方法でしか特定の時代、特定の地域や団体に対する理解が得られないと考えるからである。

選んだ史料は、江戸時代大坂の、ある「お町内」が明和年間から明治初年まで百余年にわたり断続的に作成した記録である。「お町内」を研究者は「個別町」または「町共同体」という。しかし大坂の町人学者であった宮本又次は「お町内」ということばを愛した。わたしもこれに従いたい。中之島図書館所蔵道修町文書目録番号二七四「諸事書上帳」は、道修町三丁目から大坂町奉行所または北組惣会所に提出した文書を、町会所で記録用に控を作成し簿冊にしたものである。<sup>②</sup>この史料を通じて、一つの「お町内」から大坂という都市全体のようにすをうかがうことができる。

複雑な社会である都市をとらえようとしたとき、部分にこだわっては全体を見通すことができなくなる。しかしながら「歴史は細部に宿る」という言葉が示すとおり、個別具体的な事象を見ないでは歴史は描けない。「諸

事書上帳」は都市における部分と全体の関係を概観するかつこのテキストなのである。

道修町は北船場の中ほどに東西に伸びる街路である。街路に面して両側町が展開し六つの個別町を形成する。東から西へ道修町一丁目から五丁目とかぞえ、その先の個別町は古手町とよんだ。このうち道修町一丁目から三丁目を「道修町三丁目」といい、道修町筋薬種中買仲間が同業者街を形成した。

道修町は近世都市史研究のなかで、残存史料の豊富さで独特の地位を占める。すなわちお町内の史料である「道修町三丁目文書」（大阪府立中之島図書館所蔵）、薬種中買の仲間文書である「道修町文書」（くすりの道修町資料館所蔵）がとくに有名であるが、その他に薬種中買の家文書である鍵屋茂兵衛家文書（大阪市立大学学術情報センター所蔵）や塩野屋吉兵衛家文書（株式会社松吉・大阪市史編纂所蔵）、三丁目町年寄紙屋吉右衛門の家文書である「山本鹿之助文書」（くすりの道修町資料館・大阪市史編纂所蔵）などがある。これにより、道修町を事

例に個別町の研究、株仲間の研究、薬種の流通、幕府の薬種政策、町家の同族結合に関する豊富な研究の蓄積がある。<sup>③</sup>

「諸事書上帳」は一九冊からなり、簿冊によって「諸書上之控」「諸用書上帳」「御用書上帳」など少しずつ表題が異なる。ここでは目録にしたがい「諸事書上帳」で統一する。今回は第一冊目のうち明和二年正月から四月までを翻刻する。掲載の順序として、まず原文を翻刻した後、現代語訳を付けた。用語の注記は翻刻文の一件ごとに、その末尾に配置した。ただし史料講読のテキストとして使用するので、語釈は最小限度にとどめている。おなじ理由から、現代語訳とはいいながら史料用語のいくつかは原文のまま残したこともある。

たとえば朝鮮人参の在庫調査に関する回答に「買請」という用語が使われている（一〇～一二頁）。はじめは「購入」と訳した。やがて「買請」すなわち「購入」とはいえないのではないかと考えるようになった。

薬種は特別な商品である。第一に毒薬・偽薬（似せ薬）

取締、第二に抜荷（密貿易）摘発、第三に買い占め監視の観点から、たえず幕府権力の監視の対象となっていた。とりわけ、享保年間に国産化に成功した和製朝鮮人參（御種人參）は特別であった。朝鮮人參の国産化は八代將軍徳川吉宗の治世を通じての課題であった。<sup>④</sup> 享保年間の末によりやく国内での栽培化に成功すると、次の課題は国内市場での普及販売である。当初は江戸市中での普及につとめ、明和二年正月、いよいよ大坂での販売を開始した。<sup>⑤</sup>

御種人參の普及は第一に人命の尊重が目的である。せつかくの御種人參が投機や買い占め、または似せ薬の対象となることを、幕府は許さなかった。寛延二年、中国産人參に国産人參を混入する不正が江戸で問題となった。<sup>⑥</sup> 偽薬<sup>⑦</sup> 似せ薬は混ぜ薬としてあらわれる。混ぜ薬に使われるのは知名度の低い和薬かまたは抜荷（密輸品）である。この場合、すでに名が知られており信用のある中国産人參に御種人參を混入させたのである。これを放置すれば御種人參はまがい物のレッテルが貼られ、商品価

値がなくなり流通も滞り、朝鮮人參の国産化計画が頓挫する可能性がある。

この年、幕府は江戸と大坂で一斉に、薬種問屋と薬種中買の帳簿検査を実施した。ねらいは朝鮮人參の不正な在庫摘発である。宝暦七年には、質物にとつた朝鮮人參を町奉行所に届け出ず隠匿した罪で堂島新地二丁目住人鈴鹿屋甚兵衛が所払の処罰を受けている。<sup>⑦</sup> 「諸事書上帳」にみえる明和二年の朝鮮人參在庫調査も幕府の御種人參普及政策の一環と考えられる。大坂での御種人參の販売が町触で公布されたのは明和二年正月十六日である。それに先立つ正月五日、町奉行所は市中に対して朝鮮人參所持高と質物保有者の調査を町触で指示している。<sup>⑧</sup> 例年、町触が市中に公布されるのは正月十一日以降であることが多い。五日の町触は抜き打ち調査であった。国産薬種の販売開始によって、朝鮮人參の価格が変動することが予想される。買い占めや買い置きなどによって流通が滞らないように監視することがねらいであったと考えられる。

この時、道修町の薬種中買仲間であった近江屋忠右衛

門に嫌疑がかかり、取調べ中、町預けとなつてゐる。嫌疑の内容は不明である。三年後の明和五年、忠右衛門は中買株を養子甚兵衛に譲つてゐる。<sup>⑨</sup> おそらく、この時の取り調べが影響していると思われる。しかし近江屋忠右衛門店はその後も道修町で薬種中買の活動を続けており、家業に影響で出るほどのものではなかつたようだ。

近江屋忠右衛門が町奉行所に報告した人參取引のひとつに、明和元年四月二十九日に和泉屋利兵衛から買い請けた人參がある。この代銀の支払いは五月四日、同十七日、六月四日の三回である。このほか近江屋から和泉屋への売掛金と相殺した分もある。通常、朝鮮人參の取引は年五回の節季払いである。四月二十九日の取引であれば七月の相場によつて精算する。<sup>⑩</sup> 近江屋と和泉屋の取引はこれとは異なる。和泉屋の依頼によつて近江屋が商品を預り、売却のつど代銀を支払う方法をとつたようだ。これが一步すすんで取引時に代銀を先渡しし、後日商品の売却によつて精算する形になれば並合取引となる。<sup>⑪</sup>

近世中期以降、薬種売買の機会を増やすため、取引上

のさまざまな工夫が試みられた。「買請」は節季取引から並合までの多様な取引方法をふくんだ表現ではないか。このように考え、そのまま「買ひ請け」として処理した。

その他、今回翻刻した史料を簡単に紹介する。

家出息子を母親が勘当する久離願がある（一三〜一五頁）。十五歳以上が罪を犯せば累は親類縁者に及ぶ。久離の手續きをとることは、将来予想される縁座を回避するためである。十九世紀に大坂のお町内から町奉行所に提出する諸願・諸届の書式をまとめた「町代控書」（大阪市立中央図書館蔵）のなかに「久離願」がある。この本文のみ引用すると左のとおりである。<sup>⑫</sup>

一私同家伴何兵衛与申当何ノ何拾歳ニ罷成候者、常々不行跡ニ付親類共立会度々異見仕候得共不相用、剩去ル何月幾日家出仕不行跡相重り、此上如何様之悪事仕出シ可申哉、乍恐久離御願奉申上候、何卒御聞届被為 成下候ハ、難有奉存候、尤此外諸親類一切

無御坐候、以上

①息子は不行跡者である②親類が意見した③家出した④後難の恐れがあるので久離を願う⑤この他親類は一切いない、という五つの要素が「諸事書上帳」と一致する。こうした要件を「久離願」にもりこむことが十八世紀後半には定式化していたことがうかがえる。

家出息子の情死事件がある(一七〇一―一九頁)。口書(調書)のなかで、これが心中であることを父親が申し立てている。息子が相手女性を殺害したとなれば刑事事件となり、家族親類も処罰の対象になるからである。他町住人の心中事件が道修町三丁目の記録に残ったのは、叔母にあたる女性が道修町三丁目の住人であったためである。ちなみにこの調書には、思いがけず跡取り息子を失った父親の心の揺れがあらわれている。現代語訳もその雰囲気を残すよう心がけた。

三度飛脚に関わるものがある(二五―二七頁)。大坂城士の書状などを江戸に運ぶことで営業許可をえた飛脚仲間である。三度笠の代名詞で名前が知られているわりには史料が少なく、その実態は不明であった。本史料は大

坂における三度飛脚の具体的な活動を示す貴重な史料である。<sup>13)</sup>

お町内から惣会所へ定期的に報告する事案に戸数調査と江戸廻送十一品調査がある(一六頁)。こうした市勢・市況調査は、町奉行所ではなく惣会所で集計していたことがわかる。

#### 【註】

①『新日本古典文学大系 九八 東路記 己巳紀行 西遊記』(岩波書店、一九九一年)所収。

②道修町三丁目文書には、「諸事書上帳」と同じ系統のものが他に一点ある。享保十九年正月から元文三年十二月にかけて、道修町三丁目町会所から大坂町奉行所・惣会所宛に作成した文書を記録したもので、内田九州男の編により『道修町三丁目代日誌』として翻刻されている。内田九州男編『道修町三丁目代日誌』(大阪市史料第六十二輯、二〇〇四年)。

③道修町文書を利用した主な研究に以下のものがある。本庄栄治郎・宮本又次編『武田百八十年史』(武田薬品工業株式会社、一九六二年)、今井修平「大坂市場における株仲間発展の一

形態―道修町葉種中買仲間を例として」(『ヒストリア』七二号、一九七六年)、同「江戸中期における唐葉種の流通構造―幕藩制の流通構造の―典型として」(『日本史研究』一六九号、一九七六年)、同「近世大坂における株仲間と『町』―道修町葉種中買仲間を例として」(朝尾直弘代表・昭和六〇年度科研報告書『町共同体と商人資本に関する総合的研究』一九八六年)、野高宏之「和葉改会所―幕府の葉種政策と葉種商の対応―」(『大阪の歴史』六〇、大阪市史編纂所、二〇〇二年)、渡辺祥子「近世大坂葉種の取引構造と社会集団」(清文堂、二〇〇六年)。次に道修町三丁目文書を利用した主な研究に以下のものがある。中埜喜雄「大坂町人相続の研究」(嵯峨野書院、一九七六年)、乾宏巳「近世大坂の家町・住民」(清文堂、二〇〇二年)、同「近世都市住民の研究」(清文堂、二〇〇三年)、深井甚三「近世都市発達期における大坂船場町人の動向―道修町三丁目を例に―」(『文化』四三巻三・四号、一九八〇年)、深井甚三「近世中期、大坂船場の町の動向―大坂道修町三丁目について」(中部よし子編「大坂と周辺諸都市の研究」清文堂出版、一九九四年)、内田九州男「享保元文期における個別町の把握」(朝尾直弘教授退官記念会編「日本社会の史的構造 近世近代」、思文閣出版、一九九五年)。次に山本鹿之助文書など道修町の家文書を利用した研究に以下のものがある。野高宏之「道修町三丁目町年寄のみた明治維新」(第

一二) 回道修町文化講演会講演録』二〇〇五年)、野高宏之「葉種取引における並合」(『奈良県立大学季報』第二四巻第三号、二〇一四年)。渡辺祥子前掲書。

④ 大石学「吉宗と享保の改革」東京堂出版、一九九五年。野高宏之「吉宗の葉種政策と道修町―葉種屋仲間二九〇年」(『第二〇回道修町文化講演会講演録』二〇一三年)。

⑤ 『大阪市史』第一 九八九頁、『大阪市史』第三 七〇九頁。

⑥ 元文三年「定行司申諸用書状控帳」(道修町文書三〇一〇〇一)。

⑦ 「唐物抜荷密買等致し候者御仕置の定」大阪市史編纂所蔵。

⑧ 補達一〇八(『大阪市史』第一 七〇八・七〇九頁)。

⑨ 宝暦九年「葉種中買仲間人数帳」(道修町文書一〇三〇〇五)。中買株を継いだ甚兵衛は忠右衛門を襲名する。

⑩ 『武田百八十年史』。

⑪ 並合については野高宏之「葉種取引における並合」(『奈良県立大学季報』第二四巻第三号、二〇一四年)参照。

⑫ 「町代控書」には忝が家出した場合と同居している場合で書式が異なる。ここでは家出の場合の書式を引用した。

⑬ 野高宏之「三度飛脚」(『大阪の歴史』第七四号、二〇一〇年)。

## 凡例

一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、目録番号二七四「諸事書上帳」一九冊の第一冊、明和二三年の「諸書上之控」のうち、明和二年正月から四月までの記事を収めた。

一、旧漢字・異体字・略字は常用漢字に改めた。ただし、メ(貫)・メ(しめ)・分(より)・壬(閏)・躰(体)はそのまま使用した。

一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江(へ)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)などの助詞は原文のまま使用した。

一、翻刻史料には適宜、「、」(読点)と「・」(並列点)を付けた。

一、原文中の追筆は翻刻史料では本文中に組み入れた。

一、原文の文字の大きさにしたがって9ポイント明朝と8ポイント明朝を使い分けた。このため、人名の右方に付く町名表記は、翻刻史料では9ポイントと8ポイントが混在するが、編集上の統一はしていない。

一、表紙や貼紙などを示すための編集上の注記は傍注として(表紙)、(貼紙)のように記し、該当箇所を「」で示した。

一、原文に墨消しなどで抹消された文字には「  」(取り消し線)を付けた。

一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右側に傍注を付け、( )に収めた。

一、筆者が加えた傍注には( )を付け、原文と区別した。

一、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として(ママ)、疑念が残る場合は(カ)を付けた。

一、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。

一、原文の字句に付けた「\*」は注記を付けたことを示す。

注記する字句は【】で示し、一件ごとに末尾に配置した。

【翻刻】

〔表紙〕  
〔明和二年酉正月ヨリ〕

諸書上之控

明和三年戌十二月マテ

乍恐口上

道修町三丁目紙屋源八

かしや\* 久宝寺屋利兵衛

一私同家ニ罷在候弟利八与申今年廿四歳罷成候者、去申  
(聞)  
壬十二月晦日七ツ時分家出仕、方々相尋候へ共行衛相  
知不申候ニ付、乍恐御帳面御記被為成下候ハ、難有可  
奉存候、以上

明和二年酉正月三日

久宝寺屋

利兵衛

西  
御奉行様

〔かしや〕借屋

〔同家〕同居人

〔御帳面〕家出帳

〔西御奉行様〕大坂西町奉行。大坂町奉行は東西の二名

乍恐書付ヲ以奉申上候

道修町三丁目

近江屋六郎兵衛

去申十月六日道修町二丁目紀伊国屋善兵衛方分買請候

一朝鮮人参 掛目拾六匁八分

右之通此度朝鮮人参御吟味ニ付申正月以来買請商売ニ

仕候而、相残所持之朝鮮人参員数・掛目相改御訴奉申

上候、其外質物ニ取置候儀ハ少シも無御座候、以上

明和貳年酉正月七日

近江屋

六郎兵衛

御奉行様

〔書付〕書類。文書

〔掛目〕箱と品物を合わせた重量

〔匁〕一匁は約三・七五グラム。分はその十分の一

〔御吟味〕(町奉行所)の調査

〔員数〕数量

〔相改〕調べる、確認する

〔訴〕相手のいない案件を領主に届け出たり願ひ出ること

〔質物〕質草。担保

乍恐書付ヲ以奉申上候

道修町三丁目

近江屋

忠右衛門

病氣ニ付代利ハ

同十月九日淡路町式丁目日野屋喜兵衛方分買請候

一同 掛目四拾匁

同十一月廿五日淡路町壹丁目伏見屋市郎兵衛方分買請候

一同 掛目式拾七匁

去申十二月廿日、道修町式丁目塩野屋太兵衛方分買受候

一朝鮮人參 掛目式拾九匁八分

右之通此度朝鮮人參御吟味ニ付、申正月以來買受商売

仕候而、相残所持之朝鮮人參員數・掛目相改御訴奉申

上候、其外質物ニ取置候義者少も無御座候、以上

酉

正月七日

近江屋

(ママ)  
六郎兵衛

御奉行様

明和二年酉正月七日

鳥飼屋

忠兵衛

御奉行様

乍恐書付ヲ以奉申上候

道修町三丁目

鳥飼屋忠兵衛

乍恐書付ヲ以御断奉申上候

道修町三丁目若狭屋惣兵衛

借家

池田屋忠兵衛

去申八月廿二日淡路町一丁目酢屋孫四郎方分買受候

一朝鮮人參 掛目四拾四匁七分

一淡路町壹丁目粹屋庄五郎義、此度御御吟味之義ニ付御  
預被為<sup>\*</sup> 仰付候、然ル処私義右庄五郎方ニ而去申七月  
十四日切<sup>\*</sup>ニ買付荷物之内五万斤物甘草<sup>\*</sup>三拾櫃代銀相

渡、尤<sup>\*</sup>荷物ハ庄五郎方ニ預置申候

【断】届け出

一右同人方江同十一月晦日銀五貫目預ケ置申候処、当正

覚

月四日元銀差戻シ請取申候得共、利銀ハ未請取不申候

二付、相對<sup>\*</sup>之上証文ハ私方ニ差置借受取致遣御座候

故、乍恐右両様御奉申上候、御慈悲之上被為聞召置

一去ル十月ノ同壬十二月迄四ヶ月之間從諸国大坂御大名  
衆藏屋敷并商人方へ登り米<sup>\*</sup>、丁内吟味仕候処無御座候  
二付、書付ヲ以御断申上候、以上

明和貳年酉正月十日

池田屋

忠兵衛

酉正月十一日

道修町三丁目年寄<sup>\*</sup>

紙屋吉右衛門

御奉行様

惣御年寄中

【御預】町預。ある人物の身柄を町の責任で預かること

【切】「限」の宛字。この場合は決済日

【登り米】諸国から大坂に廻送される米  
【丁内】町内

【斤】重さの単位。菓種によつて一斤の重さは異なる。

【年寄】町年寄。大坂では個別町の代表者

【甘草】菓種の一種

【櫃】商品としての菓種を入れる箱の一種

乍恐書付ヲ以御断奉申上候

【代銀】代金

道修町三丁目

【尤】「もつとも」。前文の内容を補足する際に用いる

紙屋吉右衛門

【貫目】銀貨の単位。銀千匁〓銀一貫目

病氣ニ付代源八

【利銀】利子

【相對】相談、交渉

【両様】二つのことから

一 此度去申正月以来相調<sup>\*</sup>候朝鮮人參御吟味ニ御座候処、  
私義親類共之内病人御座候而服用仕度相調<sup>\*</sup>呉候様申掛

候二付、丁内鳥飼屋忠兵衛方買受相調取次遣候処、左二奉申上候

去申六月令当月迄

一朝鮮人參 掛目式拾四匁八分五リ\*

右之通私取次仕相調遣、右病人服用ニ仕候ニ付乍恐御断奉申上候、尤此外ニ所持又ハ質物ニ取置候義一切無御座候、御慈悲之上被為聞召置被下候ハ、難有可奉存候、以上

明和貳年酉正月十二日

紙屋

吉右衛門

病氣ニ付代源八

御奉行様

【調】調達する。入手する

【呉】「くれ」の発音を導く宛字

【リ】厘。匁の百分の一

乍恐口上

一道修町三丁目年寄紙屋吉右衛門他出仕候故、私罷出申

候ニ付書付ヲ以御断申上候、以上

酉正月十六日

近江屋藤右衛門

惣御年寄\*  
二月十四日八ツ時過、惣代山香幸助殿相見候者、町内

近江屋忠右衛門御吟味之義ニ付丁内へ御預被為仰付候間、年寄・五人組へ呼寄候上左之通御預手形印形被為仰付候間、印形可仕旨被申聞、其節立会五人組浅井玄郁・辰巳屋善右衛門・井筒屋嘉兵衛、年寄病氣ニ付月行司紙屋源八、尤鳥飼屋忠兵衛他參ニ付翌日相濟一道修町三丁目近江屋忠右衛門義御吟味之内私共江御預被成奉畏候、御預ケ之内自害・欠落其外無念之義御座候ハ、如何様共可被 仰付候、仍而如件\*

五人組

明和貳年酉二月十四日

鳥飼屋忠兵衛

同

浅井 玄郁

同

辰巳屋善右衛門

同

井筒屋嘉兵衛

年寄

紙屋吉右衛門

月行司

紙屋 源八

御奉行様

〔御年寄〕物年寄。町人を代表して市制を担当する行政官

〔八ツ時〕およそ午後二〜四時

〔惣代〕町惣代。町奉行所・惣会所において市制の末端をこなう役人。士分ではない

〔其節〕その時、その際

〔月行司〕「がちぎようじ」。月当番で町年寄を補佐する町人

〔他参〕町内にいない状態

〔欠落〕家出、逃亡、行方不明

〔無念〕不注意、過失

〔依而如件〕以上の通りです。書付における末尾文言。

町内久宝寺屋利兵衛弟利八勘当御願、母妙春分御願奉申上候節、親類連判一札御番所様書上左之通

一札

一私実子利八与申今年廿四歳二相成候者兼々不行跡者  
二御座候二付、親類共打寄異見仕候得共、一向聞入不

申、其上去申閏十二月晦日家出仕候二付、当正月三日御番所様江御断奉申上候、然ル処利八義未行衛相知不申、右之通之不所存もの二候得ハ末々如何様之悪事仕出シ可申哉後難之程難計奉存候二付、親類共申合久難切申度奉存 御番所様へ右御願奉申上度奉存候間、此段御承知被下奥印被成御願上被下、尤連判之外諸親類一向無御座候、勿論右之義二付違乱妨申者御座候ハ、私共罷出御断申上、御丁五人組へ御難義掛ケ申間敷候、為後日連判一札仍而如件

久宝寺屋利兵衛母

明和貳年酉二月十九日

利八実母 妙春

久宝寺屋

同人兄 利兵衛

北鍋屋町絆屋庄兵衛かし屋

久宝寺屋藤兵衛女房

同人姉 はや

彦左衛門町奥田玄仙借屋

深井屋栄蔵下人

同人弟 喜八

小堀数馬様御代官所撰州西成郡

山口村天満屋五郎兵衛同家\*

同人伯母 妙意

右久宝寺屋利兵衛娘

同人姪 みよ

幼少二付無印

北鍋屋町久宝寺屋藤兵衛娘

同人姪 かね

幼少二付無印

同人倅

同人甥 友吉

右同断

小堀数馬様御代官所撰州

西成郡山口村

天満屋

同人従弟 五郎兵衛

江戸堀三丁目伝法屋忠兵衛かし屋

大坂屋友兵衛女房

同人従弟 でん

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

道修町三丁目紙屋吉右衛門家守紙屋

源八支配之借家久宝じや利兵衛同家

母 妙春

一私実子右利兵衛同家利八与申今年廿四歳相成候者、兼々不行跡者二御座候二付、親類共打寄異見仕候得共一向聞入不申、其上去申十二月晦日家出仕候二付、当正月三日右御断奉申上候、然ル処利八義未行衛相知不申、右之通之不所存者二候得者末々如何様之悪事仕出可申哉、後難之程難計奉存候二付、親類共申合久離切申度候二付、此段御願奉申上候、願之通被為仰付被下候ハ、親類難有奉存候、勿論書上候外二ハ諸親類一向無御座候、以上

久宝寺や利兵衛同家母

明和二年酉二月十九日

利八実母 妙春

其外一札之通親類連判

右親類共奉願上候通承知仕候二付奥印仕候、以上

紙屋吉右衛門家守

年寄

紙屋吉右衛門殿

五人組中

紙屋 源八

五人組

近江屋藤右衛門

小西茂兵衛家守

同 近江屋小兵衛

小西吉左衛門家守

同 小西九兵衛

同 紀伊国屋斧吉

代判\*紀伊国屋善兵衛

病氣二付代喜助

年寄紙屋吉右衛門義

病氣二付月行司

近江屋仁兵衛

御奉行様

右之通八田軍平様御直し被下、於御前\*二御聞届被為成下、御番所\*二而証文被為仰付候而相済

御当番御会役西田喜右衛門様

【一札】書付、文書、書面

【御番所】大坂町奉行所

【不行跡者】素行のよくない者

【異見】意見。この場合は説教すること

【久離切】永久に血縁関係を切ること。該当者の名前を人別帳から削除することを実現する

【候間】ゝなので

【奥印】書類の末尾に押印すること。連判

【違乱】異論。反対

【御丁】御町。ここでは道修町三丁目

【同家】同居人

【家守】掛屋（借屋）の管理を代行する者。借屋の管理人

【支配】管理

【代判】未成年または女性の戸主の代理として押印する者

【八田軍平】大坂東町奉行所与力。当日の当番与力

【御前】東町奉行

【御番所】当番所

【当番】町奉行所当番所に詰める与力。

【会役】相役。当番所には与力二名が交替で詰めた

【西田喜左衛門】東町奉行組与力

覚

一家持\*式拾九軒

一役数\*四拾式役一分

内二役無役\* 年寄屋敷 会所屋敷

残而四拾役壹歩

一物竈数\*百式拾一軒

内 拾六軒家持  
九十五軒かしや

右之通相違無御座候二付、書付差上申候、以上

西二月廿八日 道修町三丁目年寄  
紙屋吉右衛門

惣御年寄中

- 【家持】自己名義の家屋敷所有者。居屋敷と掛屋がある
- 【役数】家屋敷には公役や町役が賦課された。道修町三丁目の役数は四十二。一役であった
- 【無役】公役や町役を免除された家屋敷。無役屋敷
- 【会所】町会所。大坂には個別町ごとに町内の公的業務を代行する会所があった
- 【竈数】世帯数

覚

一 去十一月分当月迄四ヶ月之間、十一品諸荷物廻舟会所へ書出候外、他所他国舟二而江戸江致直積候分、丁内吟味仕候処一切無御座候二付、書付ヲ以御断申上候、以上

道修町三丁目月行司

西二月廿七日

近江屋仁兵衛

年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

- 【十一品諸荷物】大坂から江戸に送る主要商品。三カ月ごとに十一品の数量を調査し大坂町奉行所に報告することが年寄の職務であった
- 【廻舟会所】廻船会所。海船を監督する役所
- 【直積】大坂を経由せず、地方から江戸に直接輸送する商品

乍恐口上

一 今日丁内近江屋忠右衛門被為 御召成奉畏、年寄差添可罷出候処、昨夜分自分掛り合之義二付浜村へ罷越、尔今帰宅不仕候二付、乍恐口上書ヲ以御断奉申上候、以上

御奉行様

明和二年西二月廿九日 道修町三丁目月行司  
紙屋 源八

【浜村】大坂近辺では西成郡・茨田郡・豊島郡に浜村がある

南本町五丁目

亀屋庄左衛門

当酉五拾壹歳

一 摂州西成郡南浜村墓所ニ而鳴之内惣右衛門町京屋市兵衛抱之茶立奉公人\*かめ与申女を脇差ニ而差殺悴栄三郎義ハ右女之死骸有之傍之松木ノ首縊相果候ニ付、私被召出、女を切害仕候悴栄三郎義首縊り果候心当之義委細可申上旨御尋ニ御座候

此段私実子栄三郎儀当年廿二歳罷成候処、不行跡之上去未年私江も無断別宅を持候得共、無商売ニ而渡世難相成候間、何卒商売ニ相成候代口物ニ而も相渡呉候様、私一家共并彼是知ル人ヲ以私江申聞候ニ付、私商売之荒物ニ而銀高凡拾貫目計之代口物相渡候処、段々売喰仕、唯今ニ而者又候無商売ニ罷成候由承候得共、度々埒明故こらしめのためト存、近来ハ取あへ不申候、尤栄三郎妹老入御座候得共至而幼年ニ付、栄三郎義心底相直り候ハ、幾々ハ私名跡つかせ候存念ニ御座候、然ル処、今昼四ツ時ニ而も可有之哉、悴栄三郎義

家出致候旨家主奈良屋伊兵衛ノ相知らせ候ニ付、早速一家とも相尋候得共行衛一向相知不申候所、其後八ツ時ニ而も可有之哉、又候右家主ノ申出候者、栄三郎家内相改候処書置有之ニ付、御番所江持参仕差上候処、右書置ハ親類共へ相渡候様に与被仰付候ニ付持参致旨申之候ニ付、右書置受取披見仕候処、文言ニ相果候旨有之ニ付驚人、所々方々相尋候処、当村墓所ニおゐて相对死仕有之旨及承候ニ付、追々掛ケ付死骸見届候処、悴栄三郎首縊相果罷在候松木之下ニ切害之女有之候処、鳴之内惣右衛門町京屋市兵衛抱之茶立奉公人かめと申者之由ニ御座候処、右女ヲ脇差ニ而差殺、悴栄三郎義ハ首縊り果候ニ無相違相見候、殊外栄三郎書置等御座候処、双方申合得心之上ニ相果候存念ニ而罷出候様子ニ無紛相見申候段申上候処、かめ義からだの自由不成様ニしぱり、口ニハ手拭を掛縊り有之上者全不得心与相見候段被仰聞御尤ニ奉存候、乍然一向不承知之義ニ候ハ、容易ニ是迄参間敷哉与奉存候、何れニも栄三郎義かめを差殺首縊り相果候ニ無紛相見へ申候、

然ル上者無申分子細聊も無御座候間、栄三郎死骸被下置候様奉願候

右御尋ニ付申上候通相違不申上候、以上

酉二月廿八日

庄左衛門

一此度かわち屋栄三郎果候ニ付、実父庄左衛門申上候趣、私共一同承知仕候処少も相違無御座候、外ニ申上候趣意一切無御座候、依之諸親類連印仕差上申候、尤書面之外ニ親類無御座候、以上

江戸堀三丁目

伝法屋

伯父

五左衛門

山本町

河内屋伊左衛門

同

病氣ニ付代伊兵衛

備後町四丁目藤屋善右衛門同家母

伯母

智 貞

病氣ニ付藤兵衛

同

藤屋

従弟

善右衛門

道修町三丁目紙屋吉右衛門女房

伯母

や す

病氣ニ付代吉右衛門

本庄村

足立

従弟

兵 庫

病氣ニ付代半右衛門

右之通一同承知仕候

南本町五丁目月行司

吉野屋太兵衛

江戸堀三丁目年寄

ならや正兵衛

山本町年寄

河内屋庄兵衛

道修町三丁目月行司

近江屋仁兵衛

備後町四丁目年寄

沢野浅之進

内藤十右衛門様御手代

山本善藏殿

(貼紙)

「右口書廿九日八ツ時過相濟、夫今東番所へ罷出候処、夜

五ツ時分於御門前手代衆被仰聞候ハ、明日明六ツ時御

当番所へ可罷出候、浜村へ者御檢使被遣候間、此段申聞

候間、明日罷出候様被御渡候、翌晦日於御前相對死之趣  
御見届之上死骸南浜村おみて引捨被為 仰付候

御掛り御役人\*

牧野郷右衛門様

御檢使\*

松浦利左衛門様

井上弥五右衛門様

【南浜村】大坂七墓の一つ  
【抱】「かかえ」。雇用する。雇用人

【茶立奉公人】茶立女。茶屋・煮売屋・旅籠屋などで給仕を  
する女性

【切害】「せつがい」。殺害

【代口物】商品

【呉】「くれ」の発音を導く宛字

【申聞】「申す」と同じ意味

【至面】「いたって」の発音を導く宛字

【又候】「またぞろ」の発音を導く宛字

【披見】手紙などを開いて読む

【相對死】心中

【仰聞】「仰せ」と同じ意味

【内藤十右衛門】代官

【口書】調書

【東番所】大坂東町奉行所

【夜五ツ時】およそ午後八時

【手代】町惣代と思われる

【明六ツ時】およそ午前六時

【役人】牧野は大坂東町奉行組与力

【御檢使】松浦と井上は大坂東町奉行組同心

乍恐御訴訟

南堀江五丁目亀屋伝兵衛

病氣ニ付代幸助

廻船運賃銀出入

相手道修町三丁目

辰巳屋善右衛門\*

一 鍋嶋紀伊守様大坂御廻米御雇舟之内江去申ノ十二月私  
手船沖船頭平次郎乗り届ケ八百石積、江戸堀三丁目木  
屋市郎右衛門肝煎ヲ以右善右衛門江船貸シ付、運賃銀  
届百石ニ付六百拾匁ツ、ニ相定、右善右衛門方々慥成\*  
日限証文ヲ取、備前国牛津江下着仕候所、日限過候得  
共御米為御積無之、空舟ニ而御差戻シニ付、御役人中  
今手形ヲ取罷登申候ニ付、右運賃銀高四貫八百八拾匁  
之内、銀壹メ五百匁罷下候節請取、残銀三メ三百八拾

勿<sup>\*</sup>当時相渡呉候様二度々催促仕候得共、何角<sup>\*</sup>与申相渡不申、難義至極ニ奉存、下ニ而可仕様も無御座乍恐御訴訟奉申上候、右善右衛門被為 御召出、運賃残銀相渡候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上

明和貳年酉三月七日

亀屋伝兵衛

病氣ニ付代幸助

右伝兵衛病氣相違無御座候、以上

月行司

山口屋

伴藏

西  
御奉行様 四月六日濟口願人差上相濟

【辰巳屋善右衛門】干物商(寛政八年)

【鍋島紀伊守】肥前藩主

【廻米】肥前藩の年貢米のうち大坂に輸送されるもの

【手船】所有する船

【沖船頭】居船頭(船の所有者)に対して、乗船して水主を指揮する船頭

【肝煎】仲介、斡旋、世話

【慥成】「たしかなる」。確実な

【日限証文】約束を履行する期限日を明記した契約書

【下着】大坂から地方へ船が到着すること

【御役人】牛津における廻船監督役人か

【当時】現在

【何角】「なにかと」の発音を導く宛字

【濟口】和解が成立した旨を記した届書

乍恐御訴訟

葎屋町和泉屋市兵衛

病氣ニ付代替弥市郎

相手道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

廻船運賃銀之出入

一 鍋嶋紀伊守様大坂御廻米御雇舟之内へ、去ル申十一月

二 私手舟船頭長藏乗届ケ千ト百石積、江戸堀三丁目木

屋市郎右衛門口入ヲ以右善右衛門方江舟貸付、運賃銀

届百石ニ付六百拾匁宛ニ相定、右善右衛門方慥成日

限証文ヲ取、備前国牛津江下着仕候処、日限過候得共

御米為御積無之、空舟ニ而御差戻シニ付、御役人中分

手形を取罷登申候ニ付、右運賃銀高六貫七百拾匁之内

江銀式貫目下り之節ニ請取、残銀四貫七百拾匁当時相

渡呉候様二度々催促仕候得共、何角与我仮計申相渡不

申難義至極仕、下ニ而可仕様も無御座候ニ付、乍恐御

願奉申上候、右善右衛門被為 御召成、運賃残銀相渡

呉候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上

明和二年酉三月七日

代俸弥市郎

(貼紙。貼紙下読めず)

「代判代り

右之通相違無御座候ニ付奥印仕候、以上

年寄 布屋

四郎右衛門

紀伊国屋

斧吉

未三歳ニ付別家手代

紀伊国屋宇右衛門

西  
御奉行様 右同断

明和貳年酉三月八日

【口入】肝煎に同じ。仲介、幹旋

西  
御奉行様 松井官左衛門様御聞濟

乍恐口上

一道修町三丁目紀伊国屋斧吉住宅家屋敷壹ヶ所所持仕候

処、右家主斧吉幼少ニ付、是迄代判別家手代紀伊国屋

吉兵衛相勤罷在候処、先月病死仕右代り別家手代丁内

紀伊国屋宇右衛門相勤申候

乍恐口上

一道修町三丁目近江屋忠右衛門御吟味之義ニ付、先月

右之通水帳絵図張紙仕度奉存、乍恐書付ヲ以御断申上

候、以上

十四日丁内へ御預被為 仰付候ニ付、当月無印之御断、三ヶ条御法度之証文ニ脇書仕度奉存、乍恐左ニ書

年寄

紙屋

明和貳年酉三月八日

吉右衛門

付御窺奉申上候、以上

明和貳年酉三月八日

紙屋吉右衛門

御奉行様

五人組

近江屋忠右衛門

御奉行様

明和式年西三月八日

年寄

紙屋

吉右衛門

三月  
無印

御吟味之義二付、

先月十四日、丁内江

御預被仰付、家内々

吟味八年寄・五人組仕候

【無印】宗旨巻に押印しないこと

【三ヶ条御法度之証文】大坂の宗旨人別帳。吉利支丹禁止など  
三カ状の前書を付けた

乍恐口上

一丁内近江屋忠右衛門御吟味之義二付、先月十四日丁内  
へ御預ケ被為 仰付候所、其節私義病氣二付御預ケ証  
文落印\*二相成御座候二付、今日罷出、乍恐書付ヲ以御  
断奉申上候、以上

覚

右書付、惣代森本源右衛門\*殿へ差出、其後東御番所  
相済、戻り又々中嶋七九郎\*殿印形被取相済  
【落印】押印していないこと  
【森本源右衛門】【中嶋七九郎】北組町惣代

一丁内紀伊国屋斧吉代判別家手代紀伊国屋吉兵衛義、先  
月病死仕、代り別家手代丁内紀伊国屋宇右衛門相勤申  
候、依之水帳絵図張紙仕度、書付ヲ以御断申上候、以上

西三月八日

道修町三丁目

内海茂右衛門\*殿

【内海茂右衛門】北組町惣代

乍恐口上

一丁内紙屋源八借屋久宝寺屋利兵衛同家弟利八与申者、  
実母妙春夕先月十九日久離御願奉申上候処御聞届被為

成下、証文被為仰付候処、五人組之内紀伊国屋斧吉代判紀伊国屋吉兵衛病氣二付、快氣仕次第可罷出旨被仰付、落印二相成御座候処、右代判吉兵衛先月廿一日病死仕、代り代判丁内別家手代紀伊国屋宇右衛門相勤申候二付召連、乍恐右之段書付ヲ以御断奉申上候、以上

明和貳年酉三月八日

年寄

紙屋

吉右衛門

東  
御奉行様

田中勇助様御聞濟被下候、  
尤無印二而相濟

【田中勇助】北組町惣代

乍恐口上

道修町三丁目

近江屋忠右衛門

一昨廿九日私義被為 御召成、長堀清兵衛町和泉屋利兵衛方今去ル申年中朝鮮人參私方江買請候義委細書付ヲ以奉申上候様被為 仰付奉畏候、則左ニ奉申上候

一右利兵衛方江者先年今藥種売掛<sup>\*</sup>致来り申候、依之利兵衛方江登り候朝鮮人參買請申義も是迄御座候

一去申四月廿九日ニ右利兵衛方今朝鮮人參掛目七拾八匁、代銀五貫五百六拾九匁貳分ニ而買受、右代銀之内銀三匁目五月四日ニ相渡、又銀貳貫目五月十七日ニ相渡、又百九拾匁五リハ私方今右利兵衛方へ藥種買売掛ケ銀ニ差引仕、相残り三百七拾九匁壹分五リ六月四日ニ相渡、都合五匁五百六拾九匁貳分也、無出入相濟申候、尤右人參之義ハ所々江小売二仕、当時所持不仕候、右之外利兵衛方今少<sup>人參</sup>も買受候義一切無御座候、右奉申上候通少も相違無御座候、以上

明和貳年酉二月晦日

近江屋

忠右衛門

右之通忠右衛門今奉申上候二付奥印仕候、以上

月行司

紙屋

源 八

御奉行様 惣代中嶋七九郎殿取次ニ而相濟

【完掛】後日代金を受け取る約束で商品を売ること。掛売  
【登り】地方から大坂へ人や物が移動すること

乍恐口上

道修町三丁目

正月屋仁左衛門

一 西高津新地七丁目私掛屋敷\*家守和泉屋惣七支配之借屋  
若松屋庄吉住居仕罷在候、家屋敷三ヶ年之間御取上被  
為成候間、右庄吉差置候借屋家賃銀一ヶ年何程ニ御座候  
哉、可申上旨被為 仰渡奉畏候、右家賃銀一ヶ月三匁二  
分ツ、ニ而御座候ニ付、乍恐書付ヲ以奉申上候、以上

明和貳年酉三月十八日

正月屋

仁左衛門

年寄

紙屋

吉右衛門

東  
御奉行様

右書付牢屋敷ニ而八田五郎左衛門\*様へ差上相済、  
尤右家賃銀三匁二分ツ、毎月晦日仁左衛門持參可  
相納旨被為仰付候

【掛屋敷】貸家として所有する家屋敷

【八田五郎左衛門】東町奉行組与力。当時、盜賊吟味方

乍恐口上

道修町三丁目

小西半兵衛

病氣ニ付代嘉右衛門

一 道修町四丁目河内屋作兵衛借屋小西次郎兵衛方今預ケ  
銀出入\*ニ付、先月廿五日御願奉申上、今日御召被為成  
奉畏候、然ル処病氣ニ御座候ニ付乍恐御慈悲之上対決  
之義、今暫御差延被為成下候ハ、難有可奉存候、以上

明和貳年酉三月廿五日

小西

半兵衛

病氣ニ付代嘉右衛門

五人組

大和屋

伊兵衛

同

小西

仁右衛門

年寄

紙屋

吉右衛門

東  
御奉行様

願人  
小西

次郎兵衛

座候

【出入】公事出入ともいう。民事訴訟  
【対決】原告と被告が白洲で各自の主張を陳述すること

乍恐口上

江戸飛脚屋九人之内

尾張屋惣右衛門

江戸屋源右衛門

天満屋弥右衛門

一私共仲間\*大沢町津国屋十右衛門義、錦町壱丁目京屋四郎兵衛方へ挑灯張替詭置候処、右挑灯へ大坂 御城内  
与書付有之候故、右十右衛門へ様子御尋被為成候得者  
御城内 諸向様分江戸表へ御状被遣候節之飛脚ニ持せ  
候挑灯ニ而、□々分大坂御城内与書付来ル仲間一統之  
趣十右衛門申上候ニ付、私共被為御召出様子御尋ニ御

此義私共仲間人数九人ニ御座候得共、江戸表へ差遣候  
飛脚仕立候ハ、右津国屋十右衛門并私共三人都合四人  
ニ付、大坂御城内と書付候挑灯、右四人の方ニハ有之  
候へ共、残五人者共ハ飛脚仕立不申候ニ付、右挑灯所  
持不仕候、然共右飛脚之者ハ仲間九人申合抱置候義ニ  
而、仲間一統書故、残五人分江戸表へ遣候品ハ十右衛  
門并私共三人之内へ請取、十右衛門ト私方申合、順々  
ニ飛脚仕立遣申候、且又 御城内御用之趣ハ右飛脚仕  
立候四人之内当時十右衛門・弥左衛門兩人江被仰付  
候処 御城代様 御定番様 御加番様御銘々様思召  
寄ニ而江戸御状御差出被成候故、日限\*相定不申候、御  
番頭様之内、東御小屋ニ被成御座候御番頭様ハ毎月四  
日・十四日・廿四日、西御小屋ニ被成御座候御番頭様  
ハ毎月八日・十八日・廿八日 御番衆様ハ毎月二日・  
十二日・廿二日、江戸御状御差出被成候事ニ而 御番  
頭様方 御番衆様方ハ前々分右之通一ヶ月三ケ度ツ、  
之御状日ニ御座候故、右飛脚者を三度飛脚与申ならわ

し、右之者江戸往還之節、大坂 御城内与書付候挑灯、前々分持せ候義ニ御座候、尤右書付之義先年松平豊前守様御番頭御勤役之節被仰付候よし申伝候へ共、書物無御座候ニ付、年月等一向相知不申候、右之通 御城内諸御向様分御状御差出被成候事故、飛脚差出候度每いつとても御城内之御状有之義ニ御座候、将又右飛脚之者道中ニ而馬支無之ため、大坂 御城内定飛脚馬三正と御書付 御番頭様方御用人衆之御印鑑、御一方様分三枚ツ、御渡被下候ニ付、右御印鑑飛脚之者へ持せ遣し候、右御印鑑當時天満屋弥左衛門方ニ所持仕候得共、御番頭様方之思召次第九人之内へハ何れへ成共御渡候義ニ而御交代之節返上仕候、又々御上着之 御番頭様方分御渡被下候義ニ御座候

明和貳年酉四月五日

尾張屋惣右衛門  
江戸屋源右衛門  
天満屋弥左衛門

右三人申上候通少も相違無御座候、江戸表へ飛脚仕立候者八十右衛門・源右衛門・弥左衛門ニ而私共飛脚差立不申候ニ付、大坂御城内与書付候挑灯ハ所持不仕候へ共、全躰仲間一統之義ニ御座候故、乍恐奥書連印仕、右之趣申上候、以上

尾張屋吉兵衛  
天満屋吉右衛門  
尾張屋七兵衛  
龜屋小左衛門  
京屋佐兵衛

右之通承知仕、乍恐奥印仕候、以上

道修町三丁目年寄紙屋吉右衛門  
病氣ニ付月行司

近江屋小兵衛  
其掛り丁々年寄

東

御奉行様

〔貼紙。貼紙のため下の文字読めず〕  
「御掛地方御役所磯矢市左衛門様御掛りニ而右之通書付差出ス、然処追而御沙汰可有之趣被仰渡候而」

〔江戸飛脚屋〕三度飛脚

【仲間】三度飛脚仲間。「仲間」の呼称は株仲間など幕府から公認された同業者団体が用いる

【城代】大坂城代

【定番】大坂定番

【加番】大坂加番

【日限】月に三度、飛脚便を仕立てる日

【御番頭】大坂城を警備する御番衆の頭

【東御小屋】東御番衆の長屋。大坂城内にある

【書物】書付、書類

【御用人】御番頭職にある旗本の用人

【江戸表】江戸

【地方御役所】大坂町奉行所の一部署。地方役与力・同心の執務部屋

【磯矢市左衛門】大坂東町奉行組与力。地方役

乍憚口上

一丁内御貸付銀三拾壹メ九百六拾匁、去々未九月分松平

周防守様御屋敷江御用達候様被仰付候ニ付差出置候処、去申三月迄七ヶ月分利銀御渡被遊、其後御証文御

仕替利銀等御渡不被遊、丁人共難義至極奉存、御名代

薩摩屋助左衛門方江度々申入候得共、未御沙汰無御座

候、何卒利銀御渡并御証文御仕替被下候様、御名代薩

摩屋助左衛門被仰聞被下度、丁人共一統ニ御願申上段申候故、書付ヲ以奉申上候、以上

道修町三丁目年寄

明和貳年西四月廿二日

紙屋吉右衛門

御用掛り

惣御年寄中

右書付之義ハ江川庄左衛門様へ御尋申上候上ニ而、川崎屋次左衛門様へ差出、御出勤ニ付御留主ニ付手代中へ相渡し

【御貸付銀】武家・公家・寺家が庶民に融資する金銭

【御屋敷】蔵屋敷

【仕替】返済期限により借用証文を書きかえること

【名代】蔵屋敷の名義人となった町人

【江川庄左衛門】【川崎屋次左衛門】北組惣年寄

乍憚口上

一丁内御貸付銀四拾壹メ六百六拾匁、去申二月分 紀州様

御屋敷へ御用達候様被仰付候ニ付差出置候処、其後御

証文御仕替利銀等御渡不被遊、丁人共難儀至極ニ奉

存、御名代日野屋庄左衛門方へ度々申入候得共、未御

沙汰無御座候、何卒利銀御渡并御証文銀仕替被下候様

御名代日野屋庄左衛門江被仰聞被下度、丁人共一統二  
御願申上度段申候二付、書付ヲ以申上候、以上

明和弐年西四月廿五日

小西半兵衛  
病氣二付代三郎兵衛

道修町三丁目年寄

五人組

明和弐年西四月廿二日

紙屋吉右衛門

同

大和屋伊兵衛

御用掛り

惣御年寄中

年寄

小西仁右衛門

乍憚口上

道修町三丁目

小西半兵衛

東  
御奉行様

病氣二付代三郎兵衛

乍恐御訴訟

金田町

大和屋武右衛門

一 道修町四丁目河内屋作兵衛借屋小西次郎兵衛方今預ケ  
銀出入二付当三月廿五日御願奉申上、先月廿五日御召  
被為 成、半兵衛病氣二付御断奉申上候処、今日御召  
被為 成奉畏候、然ル処未病氣快氣不仕御座候二付、  
乍恐御慈悲之上対決之儀今暫御差延被為 成下候ハ、

預ケ銀出入

道修町三丁目

難有可奉存候、以上

紀伊国屋釜吉  
相手

幼少二付代判宇右衛門

一 右斧吉代判宇右衛門江去ル三月懺成証文ヲ以銀子七メ  
目相預、此利銀九拾四匁五分、都合七メ九拾四匁五分

相滞候ニ付度々催促仕候へ共、何角与<sup>\*</sup>我俣ヲ申相渡不  
申、迷惑至極ニ奉存候、下ニ而可仕様無御座候、乍恐  
御願奉申上候、右斧吉代判宇右衛門共被為 御召成、  
銀子相濟候様被為 仰付候ハ、御慈悲難有可奉存候、  
以上

明和貳年西四月廿五日

大和屋

武右衛門

<sup>東</sup>御奉行様 廿五日八ツ時過持參仕候ニ付受取出入相濟

五月廿四日<sup>(ママ)</sup>濟口差出相濟

【儘成】「たしかなる」。成は「なる」の発音を導く宛字

【何角与】「なにかと」の発音を導く宛字

道修町三丁目

榎並屋

三郎兵衛

三拾一才申候

一昨夜五半時頃、道修町二丁目近江屋喜兵衛居宅出火ニ  
付、喜兵衛下人<sup>\*</sup>茂兵衛・金次郎火傷仕候ニ付、右町分  
御訴申上御檢使御越被成火傷御改之上、私義右茂兵

衛奉公之請人ニ而御座候ニ付、被召呼様子御尋ニ御座  
候、此段右茂兵衛義小堀数馬様御代官所撰州東生郡  
馬場村百性<sup>\*</sup>差右衛門倅ニ而御座候処、十五年以前私受  
人<sup>\*</sup>ニ罷立、差右衛門方今喜兵衛方江奉公ニ遣置御座候  
処、昨夜喜兵衛居宅出火ニ付茂兵衛火傷仕候由喜兵衛  
今私へ相知候ニ付、早速罷越及見様子相尋候処、見世<sup>\*</sup>  
ニ而樟腦ヲ碎キ罷在、釣り自在之焼落、樟腦ニ移焼ケ  
候ニ付消申度取防候処、火傷仕候由ニ御座候、怪我之  
義ニ御座候へハ御慈悲之上、養生之義如何様共被為  
仰付被下候様奉願上候事

西四月廿五日

三郎兵衛

右口書之趣承知仕候、以上

五人組

若狭屋

惣兵衛

年寄

紙屋

吉右衛門

御奉行様

御検使

市川久右衛門様  
庄司権左衛門様

翌廿六日於御前、茂兵衛義道修町式丁目近江屋喜兵衛并丁内へ起す養生被為 仰付候、御役人関根庄藏様

【下人】奉公人

【百性】百姓

【受人】請人の宛字。保証人

【見世】店

【関根庄藏】東町奉行組与力

【訳文】

おそれながら口上

道修町三丁目紙屋源八かしや

久宝寺屋利兵衛

一私家に同居しております弟利八は今年二十四歳になります。去年十二月晦日七ツ時に家出をし、方々を尋ねたのですが行方がしれません。この事を御帳面に記していただければありがたく存じます。以上です。

明和二年酉正月三日

久宝寺屋利兵衛

西御奉行様

おそれながら文書で申し上げます

道修町三丁目

近江屋六郎兵衛

去年十月六日、道修町三丁目紀伊国屋善兵衛方から買い請け。

一つ、朝鮮人参。掛目拾六匁八分

このたび朝鮮人参御吟味につき、申年正月以来販売用に

買い請け、在庫として所持する朝鮮人参の員数・掛目を調べ、右の通り届け出るものです。これ以外に質物として保管しているものは全くありません。以上です。

明和貳年酉正月七日

近江屋六郎兵衛

御奉行様

おそれながら文書で申し上げます

道修町三丁目

近江屋忠右衛門

病氣につき代理利八

去年十二月二十日、道修町貳丁目塩野屋太兵衛方から買い請け。

一つ、朝鮮人参。掛目貳拾九匁八分

このたび朝鮮人参御吟味につき、申年正月以来販売用に買い請け、在庫として所持する朝鮮人参の員数・掛目を調べ、右の通り届け出るものです。これ以外に質物として保管しているものは全くありません。以上です。

酉年正月七日

近江屋六郎兵衛

御奉行様

おそれながら文書で申し上げます

道修町三丁目

鳥飼屋忠兵衛

去年八月二十二日、淡路町一丁目酢屋孫四郎方から買い請け。

一つ、朝鮮人參 掛目四拾四匁七分

同年十月九日、淡路町式丁目日野屋喜兵衛方から買い請け。

一つ、同 掛目四拾匁

同年十一月二十五日、淡路町壺丁目伏見屋市郎兵衛方から買い請け。

一つ、同 掛目式拾七匁

メ

このたび朝鮮人參御吟味につき、申年正月以来販売用に買い請け、在庫として所持する朝鮮人參の員数・掛目を調べ、右の通り届け出るものです。これ以外に質物とし

て保管しているものは全くありません。以上です。

明和二年酉正月七日

鳥飼屋忠兵衛

御奉行様

おそれながら文書で申し上げます

道修町三丁目若狭屋惣兵衛借家

池田屋忠兵衛

一つ、淡路町壺丁目粹屋庄五郎は、このたび御取り調べのため御預けを命じられました。この件につき私は庄五郎の店で去年七月十四日を決算日とする買い付け商品のうち「五万斤物甘草」三十櫃の代銀を渡しております。この商品は庄五郎店に預けております。

一つ、右同人方へ同年十一月晦日に銀五貫目を預けました。今年正月四日に元銀が返済されましたが利子はまだ受け取っておりません。そこで庄五郎店と相談し、借用書は私方で保管し、借受取の扱いとしました。恐れながらこのような両様の処置をいたしましたことを御届します。どうかお聞き入れくださればありがたく存じ

ます。以上です。

明和貳年西正月十日

池田屋忠兵衛

御奉行様

覚

一つ、去年十月から閏十二月までの四カ月間、全国から大坂の御大名衆蔵屋敷ならびに商人店への「登り米」は、町内で調査したところ、ございませんでした。このことを文書で申し上げます。

酉年正月十一日

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

おそれながら文書で申し上げます

道修町三丁目

紙屋吉右衛門

病気につき代理源八

一つ、このたび去年正月以降に調達した朝鮮人参のお取

り調べにつき、私の親類に病人がおり、服用したいので調達を依頼され、町内の鳥飼屋忠兵衛方で買い請けたものは次のとおりです。

去年六月から今年正月迄

一つ、朝鮮人参 掛目貳拾四匁八分五厘

右のとおり、私を取り次ぎ調達し、病人が服用しましたので御届します。これ以外に所持または質物として保管するものはいっさいありません。どうかお聞き入れくださればありがたく存じます。以上です。

明和貳年正月十二日

紙屋吉右衛門

病気につき代理源八

御奉行様

おそれながら口上

一つ、道修町三丁目町年寄紙屋吉右衛門が大坂を離れるので代理として私が参りました。このことを文書でお知らせします。

知らせします。

酉年正月十六日

近江屋藤右衛門

## 惣御年寄中

二月十四日八ツ時過ぎ、町惣代山香幸助殿が町内に来られました。町内の住人近江屋忠右衛門を御取調べの間、町内預けとする町奉行様の御指示を伝えるためです。そこで町年寄と五人組の者を呼び集めて、以下の

とおり御預手形に捺印を命じられました。町年寄が五人組に捺印を指示しました。この時の同席者は五人組の浅井玄郁・辰巳屋善右衛門・井筒屋嘉兵衛です。町年寄が病気のため代理として月行司紙屋源八が捺印しました。なお鳥飼屋忠兵衛は他参のため翌日捺印をすませました。

一つ、道修町三丁目近江屋忠右衛門を御取調べの間、町内預けの指示があり、謹んで御請けします。御預け中は、当人が自殺・逃亡その他不注意な事がありましたらどのような処罰もお請けします。以上のとおりです。

明和貳年酉二月十四日 五人組 鳥飼屋忠兵衛

同 浅井 玄郁

同 辰巳屋善右衛門

同 井筒屋嘉兵衛

年寄 紙屋吉右衛門

月行司 紙屋 源八

## 御奉行様

町内の住人久宝寺屋利兵衛の弟利八を勘当する願いを母親である妙春がいたします。親類が連判した書類と町奉行所に提出する書類は左のとおりです。

## 一札

一つ、二十四歳になる私の実子利八はかねてより不行跡者でございます。親類が集まり意見をしましたが、いっこうに聞き入れません。それどころか去年閏十二月晦日に家出をしました。そこで今年正月三日に町奉行所様へ家出の届を出しましたが、いまだ行方は知れませんが、今後どのような悪事をしてかし、私どもがどのような難儀に会うかわかりません。親類一同話し合い、久離を切りたいと

思います。つきましては町奉行所様へこの願いを申し上げたいので、ご承知いただき奥印をお願いします。ここに連判した以外に親類はひとりもいません。もちろん、この件で違乱や妨げを言い立てる者がございまして、私どもが出向き事情を説明します。この事でご町内や五人組にご迷惑はおかけしません。後日のため親戚一同が連判状を作成した経緯は以上のとおりです。

久宝寺屋利兵衛母

明和貳年酉二月十九日

利八実母 妙春

同人兄 久宝寺屋利兵衛

北鍋屋町絳屋庄兵衛借屋

久宝寺屋藤兵衛女房

同人姉 はや

彦左衛門町奥田玄仙借屋

深井屋栄蔵下人

同人弟 喜八

小堀数馬様御代官所撰州西成郡山口村

天満屋五郎兵衛同家

同人伯母 妙意

右久宝寺屋利兵衛娘

同人姪 みよ

幼少のため無印

北鍋屋町久宝寺屋藤兵衛娘

同人姪 かね

幼少のため無印

同人倅

同人甥 友吉

右に同じ

小堀数馬様御代官所

撰州西成郡山口村

同人従弟 天満屋五郎兵衛

江戸堀三丁目伝法屋忠兵衛借屋

大坂屋友兵衛女房

同人従弟 でん

町年寄

紙屋吉右衛門殿

五人組中

おそれながら文書でお願い申し上げます

道修町三丁目紙屋吉右衛門家守紙屋源八支

配之借家久宝寺屋利兵衛同家

母 妙春

紙屋吉右衛門家守

紙屋 源八

五人組

近江屋藤右衛門

小西茂兵衛家守

同 近江屋小兵衛

小西吉左衛門家守

同 小西 九兵衛

同 紀伊国屋斧吉

代判紀伊国屋善兵衛

病気のため代理喜助

年寄紙屋吉右衛門義

病気のため月行司

近江屋仁兵衛

一つ、私の実子利八は利兵衛方に同居しております。二十四歳になります。かねてから不行跡者でございますので、親類が集まり意見をしましたがまったく聞き入れません。それどころか昨年十二月晦日に家出をされました。このことは当年正月三日に家出の届を済ませています。今にいたるも利八のゆくえが知れません。このような不所存者でございますので将来どのような悪事をしでかし、私どもがどのような難儀にあうかわかりません。そこで親類一同相談のうえ久離を切りたいと思いません。願いどおり久離の指示をしていただけましたならありますがたく存じます。もちろん、この書類に署名捺印した以外に親類はひとりもおりません。以上です。

久宝寺屋利兵衛同家母

明和二年酉二月十九日 利八実母 妙春

そのほか別紙書類のとおり親類連判

覚

私どもの親類が願い上げた内容は承知しておりますので

一つ、家持は式拾九軒

奥印をいたします。

一つ、役数は四拾貳役一分

内二役は無役 町年寄屋敷  
町会所屋敷

残りは四拾役壹歩

一、総竈数は百式拾一軒

内 拾六軒は家持  
九十五軒は借屋

右の通り間違いないので書類を提出します。以上です。

酉年二月廿八日 道修町三丁目町年寄  
紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一、去年十一月から今年正月迄の四カ月間、十一品諸荷物につき廻船会所へ文書で報告した以外、他所・他国の船で江戸へ直接輸送した商品は、町内を調査したところいっさいありません。このことを文書で申し上げます。以上です。

酉年二月廿七日 道修町三丁目月行司  
近江屋仁兵衛

惣御年寄中

おそれながら口上

一、今日、町内の近江屋忠右衛門が町奉行所に呼び出された件、確かにお届けしました。町年寄が付き添いで出頭するはずのところ昨夜から個人的な用件で浜村へ出かけており、まだ帰宅していません。この事をおそれながら口上書で届け出ます。以上です。

明和二年酉二月廿九日 道修町三丁目月行司  
紙屋 源八

御奉行様

南本町五丁目  
亀屋庄左衛門  
当酉年五拾壹歳

一、倅栄三郎は摂津国西成郡南浜村墓所で、島之内宗右

衛門町の京屋市兵衛店が抱える茶立奉公人かめという女を脇差でさし殺し、女の死骸の傍らにある松の木で首をくくり死にました。そのことで呼び出しをうけ、倅栄三郎が女を殺害し首をくくり死んだことで心当たりをくわしく申し上げよとお尋ねを受けました。

私の実子栄三郎は今年二十二歳になります。不行跡のうえ、去年私に無断で別宅を構えたのですが、商売もせず生活を続けるのが難しくなり、どうか商売になるような品物をくださいと、私の家族や倅の知人を通じて知らせてきました。店であつかう荒物、金額にしておよそ銀拾貫目ほどの商品を渡したところ、だんだん売食いしてしまい、今ではまたぞろ売物がなくなつたと聞いておりました。しかし言い訳をくり返すばかりなので、こらしめのためと考え、最近は無心にも取り合わないでおりました。栄三郎に妹が一人おります。しかしながらまだ子供でございます。心根がなりましたら、ゆくゆくは栄三郎に私の名跡を継がせるつもりでございます。そうしたところ、今日の昼、四つ時でございます

したでしょうか、家主の奈良屋伊兵衛から倅栄三郎が家を出したとの知らせがあり、すぐさま家族総出で探しましたがまったくゆくえが知れません。その後、八つ時でございますか、またぞろ家主から知らせがありました。栄三郎の家を探したところ書置が見つかり、町奉行所へ届けると親類にわたすように言われ、私方に持参したとのこと。書置には「死にます」との言葉があり、すっかり驚いてあちらこちらを探すうちに、南浜村墓所で相对死があつたと聞きました。すぐにかけて死んで死体を確認しました。倅栄三郎が首をくくって死んでいる松の木の下に、殺された女がありました。島之内宗右衛門町の京屋市兵衛が抱える茶立奉公人で、かめという名の女と聞きました。倅栄三郎は脇差で女をさし殺し、自分は首をくくって死んだことはあきらかにみえました。なにより栄三郎の書置がありますので、二人が話し合い納得のうえで心中する覚悟で家を出たのはあきらかともええすと申し上げました。しかしながら、かめは身動きできないように体をしばり口には手ぬぐ

いをかけてあるからには無理心中とみえると思わされ  
ました。おおせはごもつとでもです。しかしながら、かめ  
という女が心中を承知しなかったのなら、この墓所ま  
ですなおには来なかつたと存じます。どうあれ栄三郎  
がかめをさし殺し、首をくくつて死んだのはあきらか  
です。心中である以上何も申し上げることはございま  
せん。栄三郎の死骸を引き取らせてくださいますようお  
願いたします。

お尋ねに対して申し上げた内容は右の通りです。以上。

酉年二月廿八日

庄左衛門

一つ、河内屋栄三郎が死んだことで実父庄左衛門が申し  
上げた内容は私どもが承知しているところと同じで  
す。ほかに申し上げることがらは一切ございません。  
これにより庄左衛門の口書に親類一同が署名捺印して  
提出します。ほかに親類はおりません。以上です。

江戸堀三丁目

伯父伝法屋五左衛門

山本町河内屋伊左衛門  
同 病気のため代理伊兵衛

備後町四丁目藤屋善右衛門同家母

伯母 智 貞

病気のため代理藤兵衛

同 藤 屋

従弟 善右衛門

道修町三丁目紙屋吉右衛門女房

伯母 や す

病気のため代理吉右衛門

本庄村

従弟 足立兵庫

病気のため代理半右衛門

右の通り、一同承知しました。

南本町五丁目 月行司

江戸堀三丁目 町年寄 吉野屋太兵衛

奈良屋正兵衛

山本町 町年寄 河内屋庄兵衛

道修町三丁目 月行司

近江屋仁兵衛

近江屋仁兵衛

備後町四丁目 町年寄

沢野浅之進

内藤十右衛門様御手代

山本善藏殿

(貼紙)

「右の口書の作成は二十九日八つ時すぎに済み、それから東番所へ出むいた。夜五つ頃、町奉行所門前で手代衆から、明日明け六つ時に当番所へ出頭せよ。浜村へは検使を派遣している。この件は指示をしているので、明日出頭するようにとの指示を受けた。翌晦日、町奉行が相対死であると確認されたのち、死骸を南浜村で引き捨てると申し渡された。

御掛り御役人

牧野郷右衛門様

御検使

松浦利左衛門様

井上弥五右衛門様

おそれながら御訴訟

南堀江五丁目亀屋伝兵衛

病気のため代理幸助

廻船運賃銀の出入

相手道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

一つ、去年十二月、私が所有する船のうち沖船頭平次郎が乗る船を、鍋嶋紀伊守様大坂御廻米御雇船として、江戸堀三丁目住人木屋市郎右衛門の仲介で善右衛門に貸しました。運賃を廻送米百石につき銀六百拾匁と定め、形式を整えた日限証文を善右衛門から受け取り、船を備前国牛津に着けましたが、期限をすぎても藩米を積み込まず、空船で帰すというので現地の御役人から手形をもらって戻ってきました。運賃は銀四貫八百八十匁です。そのうち一貫五百匁は備前国に下ったときに受け取りました。残る三貫三百八十匁を今すぐ支払うよう何度も催促しましたが、善右衛門はあれこれ言い訳をして支払いに応じません。まことに面倒な問題で示談は困難です。やむなく恐れ多いことですが御訴訟

申し上げます。善右衛門を呼び出し、船賃の残銀の支払いを命じてくださいましたなら、その御慈悲をありがたく存じます。以上です。

明和貳年酉三月七日

亀屋伝兵衛  
病気のため代理幸助

右の伝兵衛は病気にまちがいありません。以上。

月行司 山口屋伴蔵

西御奉行様 四月六日に濟口願を提出し解決。

おそれながら御訴訟

廻船運賃銀の出入

葭屋町和泉屋市兵衛  
病気のため代理悻弥市郎  
相手道修町三丁目  
辰巳屋善右衛門

一つ、去年申年の十一月、私が所有する船のうち船頭長

蔵が乗る千百石積みの船を、鍋嶋紀伊守様大坂御廻米御雇船として、江戸堀三丁目に住む木屋市郎右衛門の仲介で善右衛門に貸しました。運賃を米百石につき銀

六百十匁と定め、形式を整えた日限証文を善右衛門から受け取り、船を備前国牛津に着けましたが、期限をすぎても御廻米を積み込まず、空船で帰すというので現地の御役人から手形をもらって戻ってきました。運賃は銀六貫七百十匁です。このうち二貫目は備前国で受け取り、残る四貫七百十匁を今すぐ支払うよう何度も催促しましたが、善右衛門はあれこれ言い訳をして支払いに応じません。まことに面倒な問題で示談は困難です。やむなく恐れ多いことですが御訴訟申し上げます。善右衛門を呼び出し、船賃の残銀の支払いを命じてくださいましたなら、その御慈悲をありがたく存じます。以上です。

明和貳年酉三月七日

代理悻弥市郎

右の通りですので奥印をします。以上。

町年寄 布屋四郎右衛門

西御奉行様 右同断

おそれながら口上

一つ、道修町三丁目の住人紀伊国屋斧吉は居宅とする家屋敷を壹カ所所有しております。家主斧吉は幼少のため、これまでは別家手代の紀伊国屋吉兵衛が代判をとめていました。先月、その吉兵衛が病死しましたので、別家手代で町内に住む紀伊国屋宇右衛門が替りをつとめることになりました。

右のとおりなので、水帳絵図に貼り紙をしたく、このことを文書でお届けします。以上です。

町年寄 紙屋吉右衛門

明和貳年酉三月八日

(貼紙。貼紙下読めず)

「代判の交替。紀伊国屋斧吉はまだ三歳なので、

別家で手代の紀伊国屋宇右衛門が代判。

明和貳年酉三月八日」

西御奉行様 松井官左衛門様が御聞き済み

おそれながら口上

一つ、道修町三丁目の住人近江屋忠右衛門は取り調べ中のため、先月十四日に町内へ御預けを命じられました。

それにつき、三カ条御法度書証文に「今月は押印なし」と脇書したいと存じます。おそれながらこのことを以下に書き付けおたずね申し上げます。以上です。

明和貳年酉三月八日

紙屋吉右衛門

御奉行様

五人組

三月

近江屋忠右衛門

無印

御取り調べのため先月十四日に町内へ御預けを命じられる。家の中の確認は町年寄と五人組がする。

おそれながら口上

一つ、町内の住人近江屋忠右衛門は御吟味のため、先月十四日に町内へ御預けを命じられました。その時、私は病気中のため御預証文に私の書名捺印がありません。このことを今日、町奉行所に出頭し、おそれながら文書でお届け申し上げます。以上です。

明和貳年酉三月八日

町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様

右の書付を町惣代森本源右衛門殿に提出。その後東町奉行所でも用件を済ます。西町奉行所に戻り、再び中嶋七九郎殿に捺印を求められ、完了する。

覚

一つ、町内の住人紀伊国屋斧吉の代判人別家手代の紀伊国屋吉兵衛は先月病死しました。今後は別家手代で町内に住む紀伊国屋宇右衛門が代理をつとめます。そのため水帳絵図に貼り紙をしたく、文書でお届けします。以上です。

酉年三月八日

道修町三丁目

内海茂右衛門殿

おそれながら口上

一つ、紙屋源八所有の借屋に住む久宝寺屋利兵衛方に同家する弟の利八につき、実母妙春が先月十九日に久離願を申請したところ認められ、証文の提出を指示されました。五人組のうち紀伊国屋斧吉の代判人紀伊国屋吉兵衛は病気のため、回復しだい出頭するよう指示をうけ捺印なしとなりました。そうしたところ代判人吉

兵衛は先月二十一日に病死し、町内にすむ別家手代の紀伊国屋宇右衛門が代判をつとめることになりました。そのため吉兵衛のかわりに宇右衛門を同道させ、上記の件を文書でお届けします。以上です。

明和貳年西三月八日

町年寄 紙屋吉右衛門

東御奉行様

田中勇助様が御聞き済み下された。押印をせずにすんだ。

おそれながら口上

道修町三丁目

近江屋忠右衛門

一つ、昨日の二十九日に呼び出しをうけ、去年、長堀清兵衛町の住人泉屋利兵衛店から朝鮮人参を私の店で買い請けた件をくわしく文書で説明するよう命じられ了解しました。以下に申し上げます。

一つ、利兵衛店では先年から薬種の売り掛けをしています。そのため利兵衛店に入荷した朝鮮人参を買い請けたこともこれまでありました。

一つ、去年四月二十九日に利兵衛店から朝鮮人参を掛

目で七十八匁、代銀五貫五百六十九匁で買い請け、その代銀のうち銀三貫目を五月四日に支払い、また銀二貫目を五月十七日に支払い、また百九十匁五厘は私店から利兵衛店へ薬種の売り掛け銀から差し引き、残る三百七十九匁五分五厘を六月四日に支払いました。支払い合計は銀五貫五百六十九匁二分です。これで精算を済ませました。利兵衛店から買い請けた人参は各方面に小売りし、現在は手元に所持しておりません。右に申し上げましたとおりまちがいありません。以上です。

明和貳年西二月晦日

近江屋忠右衛門

右のとおり忠右衛門が申し上げましたので奥印します。以上。

月行司

紙屋源八

御奉行様 町惣代中嶋七九郎殿の取り次ぎで処理済み。

おそれながら口上

道修町三丁目

正月屋仁左衛門

一西高津新地七丁目にある私名義の掛屋敷で和泉屋惣七が家守として管理する借屋に若松屋庄吉が住んでおります。この家屋敷が三年間御取り上げの処置をうけることになり、借屋の家賃は一年間で銀いくらか報告せよと命じられました件は承知しました。右の家賃は一カ月に銀三匁二分ずつでございます。この事をおそれながら書面で申し上げます。以上です。

明和貳年西三月十八日

正月屋仁左衛門

町年寄

紙屋吉右衛門

東御奉行様

右の文書は牢屋敷で八田五郎左衛門様に提出済み。  
なお家賃は銀三匁二分ずつ毎月仁左衛門が持参し納めるよう命じられた。

おそれながら口上

道修町三丁目

小西半兵衛

病気のため代理代嘉右衛門

一つ、道修町四丁目にある河内屋作兵衛名義の借家に住む小西次郎兵衛に対し、先月二十五日に預け銀出入の訴えを出し、今日出頭の指示を受けおりました。ところが現在病氣中のため、ご配慮をいただき、相手との対決をしばらく延期していただけますならありがたく存じます。以上です。

明和貳年酉三月廿五日

小西半兵衛

病氣のため代理代嘉右衛門

五人組 大和屋伊兵衛

同 小西仁右衛門

町年寄 紙屋吉右衛門

願人 小西次郎兵衛

東御奉行様

おそれながら口上

江戸飛脚屋九人のうち

尾張屋惣右衛門

江戸屋源右衛門

天満屋弥右衛門

一つ、私どもの仲間である大沢町住人津国屋十右衛門が錦町壱丁目の京屋四郎兵衛店に注文して提灯を貼り替えました。この提灯に「大坂 御城内」の文字がありました。この事情を尋ねられた十右衛門は「この提灯はご城内の方々から江戸表に送られる書状を運ぶ飛脚に持せる提灯です。飛脚屋仲間では以前から提灯に大坂御城内と書き付けてきました」と申し上げました。このことで私どもをお呼び出しになり、事情を尋ねられました。

私ども飛脚仲間は九人です。このうち江戸表に飛脚を仕立てるのは津国屋十右衛門と私ども三人の合計四人です。「大坂御城内」と記した提灯は四人の店にはありますが、のこる五人の者どもは飛脚を仕立てませんので、この提灯は所持しておりません。飛脚人足は仲間九人が共同で雇っております。仲間全体のことなので、他の五人が江戸表へ送る品は十右衛門と私ども三

人が受け取り、十右衛門と私どもが申し合わせて交替で飛脚を仕立てています。とりわけ城内の公用文書は現在、四人のうち十右衛門と弥左衛門の兩人に命じられています。御城代様・御定番様・御加番様はそれぞれのお考えで江戸へ公用文書を出されますので、御状日を定めておりません。御番頭様のうち東御小屋の御番頭様は毎月四日・十四日・廿四日、西御小屋の御番頭様は毎月八日・十八日・廿八日、御番衆様は毎月二日・十二日・廿二日が江戸に発送する書状の受付日です。このように御番頭様・御番衆様方は以前から一月三度ずつと御状日を定めていますので、この飛脚人足を「三度飛脚」を言いならわしております。江戸へむかう人足には以前から「大坂御城内」と書いた提灯をもたせています。「大坂御城内」と書くことは、かつて御番頭に御勤役中の松平豊前守様が命じられたと申し伝えております。しかし記録した文書はなく、くわしい年月はまったくわかりません。右のとおり御城内の方がた様から書状をお預りしますので、江戸むけの

飛脚便にはかならず御城内の書状があります。さらに道中は必ず馬を手配できるように、「大坂御城内定飛脚馬三疋」と記し印判のある書き付けを御番頭様方の御用人衆からそれぞれ三枚ずつお預かりし、飛脚人足に持たせております。右の御印鑑は現在天満屋弥左衛門店が保管していますが、飛脚仲間九人は誰でも使つてよいというのが御番頭様方のお考えです。御印鑑は御番方が交替されるときに返却しております。そして新しく赴任された御番頭様方から、改めてお預かりしております。

右の事情をお尋ねにつき、恐れながら文書で申し上げます。以上です。

明和貳年西四月五日

尾張屋惣右衛門

江戸屋源右衛門

天満屋弥左衛門

右の三人が申し上げたとおりまちはありません。江戸表への飛脚便をあつかう者は十右衛門・源右衛門・弥左衛

門です。私どもは飛脚をさし立てていません。そのため「大坂御城内」と記した提灯は所持しておりません。しかし仲間全体のごさいますので、おそれながら奥書と連判をし、右の事情を申し上げます。以上です。

尾張屋吉兵衛

天満屋吉右衛門

尾張屋七兵衛

亀屋小左衛門

京屋佐兵衛

右のとおり確認しましたので、おそれながら奥印します。以上。

道修町三丁目町年寄紙屋吉右衛門

病気のため月行司

近江屋小兵衛

各町の掛りの町年寄

(貼紙。貼紙のため下の文字読めず)

東御奉行様

「御担当地方御役所磯矢市左衛門様に右のとおり書類を提出する。後日、御沙汰があるとの仰せである。」

はばかりながら口上

一つ、町内御貸付銀三拾壹貫九百六拾匁はご指示により一昨年九月から松平周防守様御屋敷へご用立てしていただきました。去年三月までの七カ月間は利子をお支払いいただきました。その後は証文の書き換えや利子のお支払いを済ませていただいておりません。そのため町内の者どもは大変難儀しております。長州藩蔵屋敷名代の薩摩屋助左衛門方へ何度も申し入れましたが、いまだ何のご沙汰もございません。なにとぞ利子のお支払いと証文の書き替えをお願いします。この事を名代薩摩屋助左衛門へご指示くださいますよう、町内の者ども一同書面によつてお願い申し上げます。以上です。

道修町三丁目町年寄

明和二年西四月廿三日

紙屋吉右衛門

御用掛り惣御年寄中

右の願書については江川庄左衛門様へお尋ねしたうえで川崎屋次左衛門様に提出。川崎屋は御出勤で惣会所を留守にされたので、手代中に渡した。

はばかりながら口上

一つ、ご指示により去年二月に町内御貸付銀四拾壹貫百六拾匁を紀州様御屋敷へご用立てしております。その後、証文の書き替えや利子のお支払いが滞り、町内の者どもは大変難儀しております。蔵屋敷名代の日野屋庄左衛門方へ何度もお願いをしましたが、いまだご沙汰がありません。なにとぞ利子のお支払いと証文の書き替えを名代日野屋庄左衛門へご指示くださいますよう、町内一同お願い申し上げます。このことを書面で申し上げます。以上です。

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

明和貳年酉年四月廿二日

御用掛り惣御年寄中

はばかりながら口上

道修町三丁目

小西半兵衛  
病気のため代理三郎兵衛

一つ、今年三月二十五日に道修町四丁目の住人で河内屋作兵衛名義の借家に住む小西次郎兵衛から預け銀出入につき訴えられました。この件で先月二十五日に呼び出しをうけましたが、病気を理由に半兵衛が出頭をお断りしておりましたところ、今日お呼び出しをうけたことを確認しました。しかしながらいまだ病気が回復しておりません。おそれながらご理解いただき、願人との対決を今しばらく延期していただけますならありがたく存じます。以上です。

明和貳年酉四月廿五日

小西半兵衛

病気のため代理三郎兵衛

五人組 大和屋伊兵衛

同 小西仁右衛門

町年寄 紙屋吉右衛門

願人 小西次郎兵衛

東御奉行様

はばかりながら御訴訟

金田町

大和屋武右衛門

預け銀出入

道修町三丁目

相手 紀伊国屋釜吉

幼少のため代判宇右衛門

一つ、三月に斧吉の代判をつとめる宇右衛門に対し、たしかな証文を作成して銀子七貫目を貸し付けました。この利足銀九十四匁五分とあわせ、合計七貫九十四匁五分の返済が滞り、何度も催促したのですが、あれこれ自分の都合を言って支払いに応じません。非常に迷惑しております。当事者同士では解決ができませんので、恐縮に存じますが訴えをおこします。斧吉と代判人宇右衛門を町奉行所に出頭させ、銀子を返済するよう言い渡していただけましたなら、ご配慮をありがとうございます。以上です。

明和貳年酉四月廿五日

大和屋武右衛門

東御奉行様

廿五日八つ時すぎに持参したので受け取り、出入は解決。五月廿四日に濟口証文を提出し、この一件は解決。

道修町三丁目

榎並屋三郎兵衛

年齢は三十一才

一つ、昨夜五つ半時頃、道修町二丁目近江屋喜兵衛の居宅から出火し、奉公人茂兵衛と金次郎が火傷したことにつき、町内から届け出ました。御検使がお越しになり、火傷の具合を調べたうえで、茂兵衛が奉公するときの請人であった私をお呼び出しになり、事情を尋ねられました。茂兵衛は小堀数馬様御代官所が所管する撰州東生郡馬場村百姓差右衛門の倅です。十五年以前に私が請人になり、現在まで差右衛門方から喜兵衛方へ奉公に出しております。昨夜、居宅から出火し茂兵衛が火傷をしたことを喜兵衛が知らせてきましたので、さっそく出向き、茂兵衛から事情を尋ねました。店で樟脳をくんでいたところ、釣り自在が焼け落ち、樟脳に火が移り、消そうと思いい火を防いだところ、火傷をした由でございます。これは怪我でございますので

格別のご配慮をたまわり、治療についてのご指示を願  
い上げます。

右のとおり、まちがいありません。

西四月廿五日

三郎兵衛

右の口書の内容を確認しました。以上。

五人組 若狭屋惣兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

市川久右衛門様

御奉行様

御検使

庄司権左衛門様

翌廿六日、町奉行の御前で、近江屋喜兵衛と町内に対して  
茂兵衛の「起こす養生」を命じられた。  
担当役人は関根庄藏様。